

ギャンブル等依存症対策 御説明資料

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

令和7年4月28日

1 目的 (第1条)

ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている
ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、
→ もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 定義 (第2条)

ギャンブル等依存症:ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念 (第3条)

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮 (第4条)

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

5 責務 (第5～9条)

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間 (第10条)

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)を設定

* ギャンブル等依存症問題:ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

7 法制上の措置等 (第11条)

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第12～13条）

- ① **ギャンブル等依存症対策推進基本計画**: 政府に策定義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
- ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**: 都道府県に策定の努力義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
- * ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策（第14～23条）

- ① 教育の振興等
- ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
- ③ 医療提供体制の整備
- ④ 相談支援等
- ⑤ 社会復帰の支援
- ⑥ 民間団体の活動に対する支援
- ⑦ 連携協力体制の整備
- ⑧ 人材の確保等
- ⑨ 調査研究の推進等
- ⑩ 実態調査(3年ごと)

10 ギャンブル等依存症対策推進本部（第24～31条）

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置

所掌事務: ①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（第32～33条）

本部に、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議**を設置

委員: ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命(20人以内)

所掌事務: 本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和7年変更【抜粋】

第一章

基本的考え方等

I ギャンブル等依存症対策の現状

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

第二章

取り組むべき具体的施策

I 指針、広告・宣伝の抑制

- ・指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等
- ・相談体制の強化

※ 公営競技：競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走

I-4 ぱちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援

II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の実施
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等に対する普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進
- ・相談拠点等における相談等の支援
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループを始めとする民間団体等に対する支援
- ・医師の養成を始めとする人材の確保

IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握

V 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用の確保及び制度の周知
- ・宝くじにおける取組の推進

VI オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

- ・オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りの強化
- ・オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育
- ・オンラインカジノサイトへのアクセスに関する対策の推進

これまでの主な取組と成果

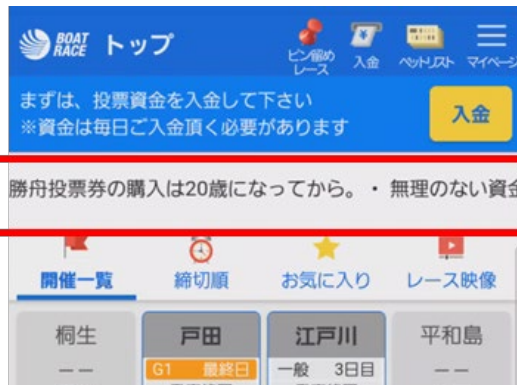
①公営競技における取組

○ 広告・宣伝の在り方

- ・各関係事業者において広告・宣伝に関する指針を策定、運用を開始

○ のめり込み防止のための取組

- ・本人・家族申告による入場制限やインターネット投票の利用停止措置（アクセス制限）の利用促進
- ・公営競技場及び場外発売所のATM撤去完了
- ・インターネット投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入



流れる文字をクリックすると、アクセス制限等の案内画面へ移行

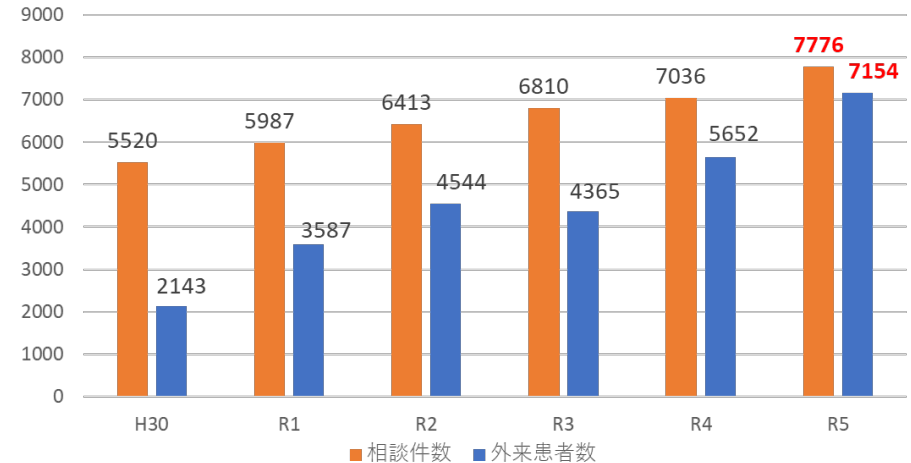
②ぱちんこにおける取組

- ・出玉規制を強化した遊技機への入れ替え完了
- ・アクセス制限について、チェーン店等の複数店舗への一括申告を可能とする運用を開始

③依存症の相談・治療体制の整備

- ・全都道府県・政令市（67団体）で相談拠点の設置完了
- ・依存症専門医療機関の設置自治体数は58まで増加

精神保健福祉センターにおける相談件数と
依存症専門医療機関における外来患者数の推移



※「衛生行政報告例」、依存症対策全国センター資料を参考に作成

④オンラインカジノ等の取締り

オンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況

	R4	R5	R6
検挙人員	59人	107人	279人

摘発事例

- ・賭客
- ・オンラインカジノサイトへの誘引者
- ・収納代行業者
- ・国内の違法ギャンブル運営者

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について①

現状

- ・ コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行（売上げの8～9割がインターネット投票）
- ・ 地域における関係機関間の更なる連携強化が必要

今後の取組

1. 公営競技のオンライン化への対応

オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘がある。

- （例）
- ・ 時間や場所を選ばずにアクセスができる。
 - ・ 実際に金銭を賭けている感覚が乏しくなる。
 - ・ より短期間により多額の借金を抱える傾向がある。



① アクセス制限制度等の利便性向上及び効果的な周知

- （例）
- ・ 申請のオンライン化等利便性の向上を検討
 - ・ 医療・相談の現場と連携し、当該制度を積極的に紹介し、活用を促進

② インターネット投票データ等を分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる。

③ クレジットカード等後払い決済の見直しの検討

2. 若年者対策の強化

医療・相談現場において、若年者からの相談が増加しているとの指摘がある。



① 動画等の資料を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化

② 若年者への普及啓発の観点から、地域において教育委員会等との連携を強化

③ 各相談窓口において、電話に加え多様な相談手段を検討

3. 依存症対策の基盤整備等

① 地域における専門医療機関等の整備の推進

② 多重債務問題等の観点から、地域の相談拠点と司法書士等の連携を強化

③ 宝くじについて、ウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、自主的な取組を推進

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について②

現状

- 近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されており、取締りに加え、関係省庁が連携し、
 - 1 オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育
 - 2 オンラインカジノサイトやインターネット上における広告・紹介サイトへのアクセスの抑止
 - 3 オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止等の対策を推進する必要

今後の取組

1. 取締りの強化

- オンラインカジノを含めたオンライン上で行われる賭博事犯に対しては、賭客のみならず収納代行業者やアフィリエイト等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを強化

2. オンラインカジノの違法性等の周知

- ポスターやSNS等を活用し、広く違法性の周知等を推進するとともに、青少年向けのリーフレットや「インターネットトラブル事例集」等の資料や非行防止教室等の機会を活用するなどして、青少年への教育・啓発を実施

3. オンラインカジノサイトへのアクセス対策

- 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」やその解説に準じて、オンラインカジノの広告表示や紹介サイトの開設の禁止等適切な対応をとるよう、事業者に普及啓発を実施。また、情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けて準備を進めるとともに、施行後には大規模プラットフォーム事業者による違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化が図られるよう、適切な運用を推進
- 広くフィルタリングの普及啓発を実施するとともに、事業者に働き掛け、フィルタリングの導入を推進。また、依存症患者への治療の現場においてフィルタリングの活用についても検討されるよう、医療従事者への周知を実施

4. オンラインカジノの決済手段対策

- オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止のため、事業者等に対する注意喚起、要請等を実施

※ 上記の取組は、違法オンラインカジノ対策に関する関係省庁連絡会議の関係省庁において政府横断的に実施

関係事業者の主な取組（公営競技①）

1. 広告・宣伝の在り方

- 広告・宣伝に関する全国的な指針をふまえ、各関係事業者においても広告・宣伝指針を策定し、運用を開始
[策定期間 ・ モーターボート競走 R4. 3、競馬 R4. 7、競輪・オートレース R5. 1] [全公営競技]
- レース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞、雑誌広告等において、ギャンブル等依存症の注意喚起のための標語を掲載 [全公営競技]
- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）において、積極的な啓発活動などを実施 [全公営競技]
 - ＜公営競技主催者等による主な取組＞
 - ・ 啓発ポスターの作成・掲示、テレビ放映、ウェブサイト、SNS等による啓発週間の周知・啓発
 - ・ シンポジウム、大学生向けセミナーや講義の開催による知識の普及啓発

2. アクセス制限等

- 本人・家族の申告による公営競技場、場外発売所への入場制限やインターネット投票の利用停止措置の周知・利用促進 [全公営競技]
- 20歳未満の者による投票券の購入防止のため、警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底 [全公営競技]
- インターネット投票における購入限度額設定システムの周知・利用促進 [全公営競技]
[導入時期 ・ 競馬 R2. 11～ ・ 競輪、オートレース R4. 4～ ・ モーターボート競走 R2. 12～]
- 入場管理方法としての、顔認証システムの実用化を検討中 [全公営競技]
- 公営競技場及び場外発売所に設置されているATMを全て撤去
[完了時期 ・ 競馬 R4年度末 ・ 競輪、オートレース R4年度末 ・ モーターボート競走 R5. 5]
- インターネット投票サイトにおいて利用者に購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入
[導入時期 ・ 中央競馬 R5. 12～、・ モーターボート競走 R6. 6～] ※ 地方競馬、競輪及びオートレースはR6年度中に実施予定



関係事業者の主な取組（公営競技②）

＜公営競技場や場外発売所への入場制限及びインターネット投票における利用停止措置の実施件数の推移＞

公営競技別	令和4年3月末時点		
	本人申告	家族申告	合計
競馬	4,044 件	100 件	4,144 件
競輪	925 件	12 件	937 件
オートレース	112 件	3 件	115 件
モーターボート競走	1,679 件	36 件	1,715 件
合 計	6,760 件	151 件	6,911 件



令和6年3月末時点		
本人申告	家族申告	合計
6,194 件	152 件	6,346 件
1,926 件	35 件	1,961 件
294 件	5 件	299 件
4,415 件	81 件	4,496 件
12,829 件	273 件	13,102 件



令和6年9月末時点		
本人申告	家族申告	合計
6,895 件	167 件	7,062 件
2,202 件	40 件	2,242 件
354 件	7 件	361 件
5,536 件	104 件	5,640 件
14,987 件	318 件	15,305 件

※ 数値は累計

＜公営競技のインターネット投票における購入限度額設定の実施件数＞

公営競技別	令和4年3月末時点
競馬	22,561 件
競輪	—
オートレース	—
モーターボート競走	179 件
合 計	22,740 件



令和6年3月末時点
48,672 件
33,474 件
1,177 件
684 件
84,007 件



令和6年9月末時点
57,855 件
47,187 件
1,642 件
907 件
107,591 件

※競輪：R4.4.6～、オートレース：R4.4.2～ 導入

※ 数値は累計

関係事業者の主な取組（ぱちんこ①）

1. 広告・宣伝の在り方

- 令和元年度に策定した、広告・宣伝に係る全国的な指針に基づく取組を推進
- 年間を通じ遊技客に対する啓発資料の配付やSNS等を活用した普及啓発の促進
 - ・ 特設サイトにフォーラム動画を公開
 - ・ 大学生、新社会人等を対象としたショート動画を制作してSNSによる情報発信
- 健全な遊技の在り方に関する情報発信を実施

2. アクセス制限・施設内の取組

- 自己申告・家族申告プログラムの利用促進に向けたチラシの作成・周知
- 18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を徹底
- 営業所内に設置されているATM等の撤去等を推進
- 出玉規制を強化した遊技機への入れ替えを完了（令和4年1月）
- 出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入

※ R4.11～回胴式遊技機、R5.4～ぱちんこ遊技機

《自己申告・家族申告プログラムの導入店舗数》

※（ ）内は全店舗数に占める導入店舗数の割合

	R4.3末	R6.3末	R6.8末
導入店舗数	5,272（約63％）	6,044（約88％）	6,150（約92％）

利用者（店舗）数（R6.3末）：自己申告 延べ1,471人（893店舗）
 ：家族申告 延べ 491人（199店舗）



関係省庁の主な取組①

1. 予防教育・普及啓発

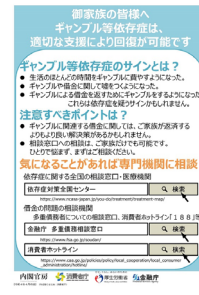
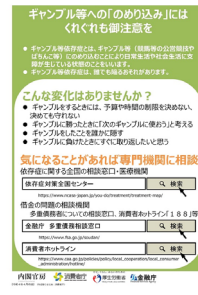
- ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の検討(令和4年度)及び実施(令和5年度～)【内閣官房】
(検討での主な意見) インターネットにおける広報啓発の強化、動画掲載など視覚に訴える工夫をすべき
(啓発週間(R6)の取組) 啓発用ポスター(啓発週間用、通年用、自治体用等)の作成、動画広告による広報、体験談動画の作成、政府広報等の実施
- 関係省庁の取組
 - 依存症の理解を深めるための取組の実施【厚労省・総務省】
(シンポジウム・イベントの実施、SNSの活用、依存症啓発サポーターの起用、特設ウェブサイト設置、リーフレット配布等)
 - ご本人・ご家族向け啓発用資料を地方公共団体等へ配布【消費者庁】
 - 啓発用資料を地方公共団体・国公立大学・専門学校等に周知【消費者庁・文科省】
 - 高等学校学習指導要領について協議会等で周知【文科省】
教師用指導参考資料・高校生向け啓発資料の周知 ※ 精神疾患の一つとしてギャンブル等を含めた依存症を取り上げる
 - 「依存症予防教室」事業において、保護者や地域住民等に向けた啓発講座の実施【文科省】
 - ギャンブル等依存症等に関する記載を盛り込んだ金融経済教育関係のガイドブックを大学生向け講義等で活用【金融庁】
 - 産業保健総合支援センターのウェブサイトで相談窓口等の周知を行うなど、事業所に対する普及啓発【厚労省・総務省】

〔普及啓発リーフレット〕
(厚労省)

〔啓発用資料(本人向け(左)・家族向け(中))、啓発ポスター(右)〕
(消費者庁)

〔教師用指導参考資料(左)
・高校生向け啓発資料(右)〕
(文科省)

〔啓発ポスター〕
(内閣官房)



関係省庁の主な取組②

2. 依存症対策の基盤整備

➤ 各地域の包括的な連携協力体制の構築【関係省庁】

○ 連携会議の設置促進、関係団体への積極的参画に関する通知の発出【厚労省・関係省庁】

○ 55の団体で連携会議の設置【厚労省】

➤ 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定支援【内閣官房】

○ 43の都道府県で推進計画を策定、
令和7年度中に全都道府県で策定となる見込み

	R4.3末	R6.3末	R6.9末
連携会議設置団体	39/67団体	55/67団体	58/67団体
都道府県計画	28/47都道府県	43/47都道府県	43/47都道府県

3. 相談支援・治療支援

➤ 相談支援

○ 全ての都道府県・政令市で相談拠点の設置を完了(R5.3末)【厚労省・総務省】

○ 家族に対する支援の強化【関係省庁】：家族教室等の実施、相談拠点の整備、地域の関係機関の連携体制への参画促進等

○ 各相談窓口の体制強化、相談員等の支援・養成【関係省庁】：マニュアルの改訂、研修の実施 等

➤ 治療支援

○ 依存症専門医療機関について58団体、依存症治療拠点機関について44団体で設置【厚労省・総務省】

相談拠点・依存症専門医療機関/治療拠点機関設置団体数

	R4.3	R6.3	R6.9末
相談拠点	66/67団体	67/67団体	67/67団体
専門医療機関	53/67団体	58/67団体	58/67団体
治療拠点機関	41/67団体	44/67団体	44/67団体